

各国の中央政府と地方政府の財政規模

引用文献等

| 記号 | 文 献 等 |
|-----|---|
| *1 | 総務省編(2011)『地方財政白書 平成23年度版(平成21年度決算)』日経印刷株式会社。 |
| *2 | DIRECTION GÉNÉRALE DES COLLECTIVITÉS LOCALES(フランス内務省地方団体総局)(2011): <i>Les Collectivites locales en chiffres 2011</i> (http://www.dgcl.interieur.gouv.fr/sections/a_votre_service/statistiques/collectivites_locale/)(2012年1月16日最終アクセス)。 |
| *3 | 地方税務研究会編(2011)『地方税関係資料ハンドブック(平成23年)』(月刊『地方税』別冊)財団法人地方財務協会。 |
| *4 | 大韓民国行政安全全部(2009)『2009年度 地方自治団体予算概要』(『2009년도 지방자치단체 예산개요』)(http://lofin.mopas.go.kr/ →2009년 지방자치단체 예산개요)(2012年1月16日最終アクセス)。 |
| *5 | 大韓民国行政安全全部(2011)『行政安全統計年鑑』(『행정안전 통계연보』)(http://www.mopas.go.kr/gpms/ns/mogaha/user/userlayout/bulletin/userBtView.action?userBtBean.bbsSeq=1021240&userBtBean.ctxCd=1290&userBtBean.ctxType=21010002&currentPage=\$currentPage&userBtBean.categoryCd=&searchKey=&searchVal=)(2012年1月16日最終アクセス)。 |
| *6 | OECD(2011):"General Government Accounts, 11 Government expenditure by function" in <i>National Accounts</i> (http://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=SNA_TABLE12)(2012年1月16日最終アクセス)。 |
| *7 | Statistics Netherlands(オランダ中央統計局)(2011): <i>Statistical yearbook 2011</i> (http://www.cbs.nl/en-GB/menu/publicaties/boeken/statistisch-jaarboek/archief/2011/2011-a3-pub.htm)(2012年1月16日最終アクセス)。 |
| *8 | SALAR(スウェーデン地方政府連合)(2009): <i>The Economy Report -On Swedish Municipal and County Council Finances- May 2009</i> , Sveriges Kommuner och Landsting(http://brs.skl.se/brsbibl/kata_documents/doc39571_1.pdf)(2012年1月16日最終アクセス)。 |
| *9 | HM Treasury(英国財務省)(2011): <i>Public Expenditure Statistical Analyses 2011</i> (http://www.hm-treasury.gov.uk/national_statistics.htm)(2012年1月16日最終アクセス)。 |
| *10 | U. S. Bureau of Economic Analysis(アメリカ商務省経済分析局)(2011):"All NIPA Tables" in <i>National Economic Accounts</i> (http://www.bea.gov/national/nipaweb/SelectTable.asp →Table 3.1, 3.2, 3.3, 3.20, 3.21)(2011年8月5日最終アクセス)。 |
| *11 | Statistics Canada(カナダ連邦政府統計局)(2010):"Tables by subject:Revenue and expenditures" in <i>Summary tables</i> (http://www40.statcan.ca/101/ind01/13_3055_3059-eng.htm?hili_none)(2012年1月16日最終アクセス)。 |
| *12 | Eidgenössische Finanzverwaltung(スイス連邦政府財政局)(2011): <i>Finanzstatistik der Schweiz 2009-Jahresbericht</i> (http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/news/publikationen.html?publicationID=4579)(2012年1月16日最終アクセス)。 |

※1 計は純計額で、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。

※2 当初予算額。

※3 計は重複(移転)分を除くため、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。

※4 計は単位の統一および四捨五入のため、合算値とは一致しない。

※5 原典の数値から、小数点を四捨五入したものとなっている。

※6 両数値の地方は州を含む(→連邦制国家について)。

補足 なお、連邦制国家における「地方」の本表の定義については、※6を参照。

合計額の注(※1、※3、※4)について一部類似した表現があるが、これは原典の概念説明を反映させているか、原典の表現を直接用いているためである。

各国の中央政府と地方政府の財政規模

| 区分 | | 単一制国家 | | |
|-----------|---|---|--|--|
| | | 日本 | 韓国 | フランス |
| 政府間の歳出構成 | 国・地方 | *1 <10億円(%)、2009年> 国 71,280(42.9) 地方 94,823(57.1) 計 166,103(100.0) | *4 <億ウォン(%)、2009年> 国 2,174,723(55.1) 地方 1,375,349(34.8) 計 3,550,072(89.9) ※2 当初予算額。(中央政府予算、地方予算、地方教育予算(10.1%)は別々に集計。) | *6 <10億ユーロ、2009年> 国 437 地方 229 社会保障基金 494 計 1067 ※3 計は重複(移転)分を除くため、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。 |
| | 地方内訳 | *1 <10億円、2009年> 道府県 50,245 市町村 52,018 計 96,106 ※1 計は純計額で、合算値とは一致しない(地方から国に対する支出<12,836億円>を含むため、上記の地方の歳出総額とは一致しない。)そのため、%表示は行っていない。 | *4 <億ウォン(%)、2009年> 特別市・広域市・道 853,019(62.0) 市・郡・自治区 522,330(38.0) 計 1,375,349(100.0) ※2 当初予算額。 | *2 <10億ユーロ、2009年> レジオン(州) 28.0(13.1) デパルトマン(県) 68.4(32.0) コミューン(市町村)と連合 117.4(54.9) 計 213.8(100.0) |
| 政府間の税源配分 | 国・地方 | *1 <10億円(%)、2009年> 国税 40,243(53.4) 地方税 35,183(46.6) 計 75,426(100.0) | *5 <億ウォン(%)、2009年> 国税 1,645,407(78.5) 地方税 451,678(21.5) 計 2,097,085(100) | *3 <10億ユーロ(%)、2008年> 国税 429(80.8) 地方税 102(19.2) 計 531(100.0) |
| | 地方内訳 | *1 <10億円(%)、2009年> 道府県税 14,655(41.7) 市町村税 20,528(58.3) 計 35,183(100.0) | *5 <億ウォン(%)、2009年> 特別市・広域市・道 327,391(72.5) 市・郡・自治区 124,287(27.5) 計 451,678(100.0) | *2 <10億ユーロ(%)、2009年> レジオン(州)税 12.39(11.3) デパルトマン(県)税 37.31(33.9) コミューン(市町村)と連合税 60.28(54.8) 計 109.97(100.0) ※4 計は単位の統一および四捨五入のため、合算値とは一致しない。 |
| 地方歳出と地方税収 | *1 ○地方歳出 94.8兆円 ○地方税収 35.2兆円 (2009年度決算額) | *4, 5 ○地方歳出 137兆5,349億ウォン ○地方税収 45兆1,678億ウォン (2009年の数値) | *3, 6 ○地方歳出 2290億ユーロ ○地方税収 1020億ユーロ (それぞれ2009年、2008年の数値) ※5 原典の数値から、小数点を四捨五入したものとなっている。(数値は未定稿である。) | |

各国の中央政府と地方政府の財政規模

| 区分 | | 単一制国家 | | |
|-----------|---|--|---|--|
| | | スウェーデン | オランダ | 英国 |
| 政府間の歳出構成 | 国・地方 | *6 <10億クローネ、2009年> 国 958 地方 816 社会保障基金 220 計 1,704 ※3 計は重複(移転)分を除くため、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。 | *7 <億ユーロ(%)、2010年> 国 1,558(71.3) 地方 626(28.7) 計 2,184(100.0) ※ただし、国については2009年度の見込額。 | *9 <億ポンド(%)、2009年> 国 4,875(73.8) 地方 1,731(26.2) 計 6,606(100.0) ※ただし、公企業による歳出(約88億ポンド)を除く。 |
| | 地方内訳 | *8 <10億クローネ、2007年> ランステイング 219(32.6) コミューン 452(67.4) 計 671(100.0) | *7 <億ユーロ(%)、2010年> プロヴィンス 84(13.4) ヘメーンテ等 542(86.6) 計 626(100.0) | ※一層制と二層制が混在しているため計算不能。 |
| 政府間の税源配分 | 国・地方 | *3 <10億クローネ(%)、2008年> 国税 603(53.9) 地方税 516(46.1) 計 1118(100.0) | *7 <億ユーロ(%)、2010年> 国税 1,291(91.8) 地方税 115(8.2) 計 1,406(100.0) ※見込額。 | *3 <億ポンド(%)、2008年> 国税 3,937(94.1) 地方税 247(5.9) 計 4,184(100.0) |
| | 地方内訳 | *8 <10億クローネ(%)、2008年> ランステイング税 171(34.1) コミューン税 331(65.9) 計 502(100.0) | *7 <億ユーロ(%)、2010年> プロヴィンス税 14(12.2) ウォーターボード税 23(20.0) ヘメーンテ税 78(67.8) 計 115(100.0) ※見込額。 | ※一層制と二層制が混在しているため計算不能。 |
| 地方歳出と地方税収 | *3, 6 ○地方歳出 8160億クローネ ○地方税収 5160億クローネ (それぞれ2009年、2008年の数値) ※5 原典の数値から、小数点を四捨五入したものとなっている。(数値は未定稿である。) | *7 ○地方歳出 626億ユーロ ○地方税収 115億ユーロ (ともに2010年の数値) | *3, 9 ○地方歳出 1,731億ポンド ○地方税収 247億ポンド (それぞれ2009年、2008年の数値) ※5 原典の数値から、小数点を四捨五入したものとなっている。 | |

各国の中央政府と地方政府の財政規模

| 区分 | | 連邦制国家 | | | |
|----------|-----------|--|---|--|--|
| | | ドイツ | アメリカ | カナダ | スイス |
| 政府間の歳出構成 | 国・地方 | *6 <億ユーロ, 2009年> 連邦 3,632 州 3,090 市町村 1,864 社会保障基金 5,068 計 11,387 ※3 計は重複(移転)分を除くため、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。 | *10 <億ドル, 2009年> 連邦 36,994 州・地方 21,963 計 53,505 ※3 計は重複(移転)分を除くため、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。 | *11 <億カナダドル, 2008年> 連邦 2,466 州 3,310 地方 1,229 計 5,809 ※3 計は重複(移転)分を除くため、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。 | *12 <億フラン, 2009年> 連邦 587 州 736 市町村 429 社会保険 539 計 1,858 ※3 計は重複(移転)分を除くため、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。 |
| | 地方内訳 | ※3 計は重複(移転)分を除くため、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。 | *10 <億ドル, 2009年> 州 14,359 地方 12,648 計 21,963 ※3 計は重複(移転)分を除くため、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。 | ※3 計は重複(移転)分を除くため、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。 | ※3 計は重複(移転)分を除くため、合算値とは一致しない。そのため、%表示は行っていない。 |
| 政府間の税源配分 | | *3 <億ユーロ(%), 2008年> 連邦税 2,888(50.5) 州税 2,068(36.1) 地方税 766(13.4) 計 5,723(100.0) ※4 計は単位の統一および四捨五入のため、合算値とは一致しない。 | *3 <億ドル(%), 2008年> 連邦税 14,500(51.9) 州税 7,739(27.7) 地方税 5,680(20.3) 計 27,919(100.0) | *3 <億カナダドル(%), 2008年> 連邦税 2,040(46.7) 州税 1,862(42.6) 地方税 467(10.7) 計 4,368(100.0) ※4 計は単位の統一および四捨五入のため、合算値とは一致しない。 | *12 <億フラン(%), 2009年> 連邦税 571(36.0) 州税 388(24.5) 市町村税 244(15.4) 社会保険 381(24.0) 計 1,585(100.0) ※4 計は単位の統一および四捨五入のため、合算値とは一致しない。 |
| | 地方歳出と地方税収 | *3, 6 ○地方歳出 4954億ユーロ ○地方税収 2834億ユーロ ※6 両数値の地方は州を含む。(それぞれ2009年、2008年の数値) ※5 原典の数値から、小数点を四捨五入したものとなっている。 | *3, 10 ○地方歳出 2兆1963億ドル ○地方税収 1兆3419億ドル ※6 両数値の地方は州を含む。(それぞれ2009年、2008年の数値) ※5 原典の数値から、小数点を四捨五入したものとなっている。 | *3, 11 ○地方歳出 3980億ドル ○地方税収 2329億ドル ※6 両数値の地方は州を含む(ともに2008年の数値) | *12 ○地方歳出 1165億フラン ○地方税収 632億フラン ※6 両数値の地方は州を含む(ともに2009年の数値) |